

帯状疱疹予防接種助成事業 救済措置のお知らせ



帯状疱疹予防接種助成事業は令和8年3月31日で終了します。

ただし、令和8年3月31日までに不活化ワクチンの1回目の接種を済ませた方(定期接種対象者でない方)に限り、救済措置として令和8年9月30日まで助成期間を延長します。

対象者 下記①～③すべてに当てはまる方

- ①接種時玉城町に住所を有する50歳以上で、1回目接種時に定期接種対象者でない方
- ②令和8年3月31日までに不活化ワクチン1回目の接種を済ませた方
- ③令和8年9月30日までに不活化ワクチン2回目の接種を済ませた方

助成額等

| 種類 | 助成金額(上限額) | 助成回数 |
|---------|--------------|----------|
| 不活化ワクチン | 1回あたり10,000円 | 生涯において2回 |

申請期限 接種後6か月以内で、かつ令和8年9月30日まで

※医療機関でワクチン接種後、2回分まとめて申請してください。

申請場所 保健福社会館

申請時必要なもの

- ① 申請書(保健福社会館にあります。ホームページからもダウンロードできます。)
- ② 医療機関の領収書の原本(帯状疱疹予防接種代とわかるもの)
- ③ 接種を受けた本人の振り込み口座の分かるもの(通帳等)

※領収書・明細書等で、接種ワクチン名・回数の記載のあるものを必ず添付してください。

注意点 接種に関しては、主治医とよくご相談ください。

お問い合わせ先 玉城町保健福祉課 こども・子育て室 (電話 0596-58-8000)